

推薦に当たっての留意点

1 近年の主な改正・修正点

- ①兵庫県外在住の方についても推薦が可能です。
- ②監理技術者、主任技術者のほか専任補助者として工事に携わった場合でも表彰の対象となります。(専任補助者の場合は、監理技術者か主任技術者かいずれの補助者であったか記載すること。(様式-8))
- ③工事経歴書(様式-8)に記載できる工事は、兵庫県内工事のみです。ただし、被推薦者のこれまでの経験年数や推薦基準調書(様式-3)の2における「技術開発・施工の合理化実績」等については県外工事経験が含まれていても構いません。
なお、(様式-8)における最近5年間の県内工事实績が1件のみの場合は、その理由と同期間内に県外工事实績がある場合はその旨備考欄に必ず記入してください。
- ④無事故期間については前所属会社分と現会社とを通算の上提出してください。

2 推薦に当たっては、「兵庫県優秀施工者賞候補者の推薦について(依頼)」のほか、この「推薦にあたっての留意点(別紙1)」、「提出書類作成要領(別紙2)」、「推薦書参考様式3~10」等を熟読願います。

3 この賞は、優れた技術を持って、現に建設現場の中心的役割を担い、特に技術開発、施工の合理化に貢献してきた者を表彰しようとするものであり、永年従事者等いわゆる「功労者」的な者は対象とはなりません。

4 この賞は、技能としての「腕」「わざ」ではなく、建設現場における総合的な施工能力、調整能力、安全管理能力に優れ、施工方法の創意工夫、合理化、技術開発に積極的に取り組むなど適正な施工、施工技術の発展等に貢献している者を表彰するもので、一般に監督、職長、作業長といわれる層が主たる対象となります。

5 被推薦者は、仕事面はもちろんのこと、人格的、社会的な面においても、若い人がめざす目標となる者であることが必要です。

6 被推薦者は、受賞後も、ある程度の期間は現役として活躍できる15年以上の現場経験を有する年齢35~50歳の者を対象とします。

現場経験年数等の年数要件を緩和し、産前産後休業、育児休業及び介護休業をした期間を含むこととなっているので、積極的に女性技術者の推薦をお願いします。

なお、産前産後休業、育児休業及び介護休業をした期間については、雇用主の証明(様式自由)が必要です。

- ・「産前産後休業」とは、産前は6週間（多胎妊娠の場合は14週間）、産後は8週間の休業（労働基準法第65条第1項）
- ・「育児休業」とは、労働者が原則としてその1歳に満たない子を養育するためにする休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下、「育児・介護休業法」という。）第2条第1号）
- ・「介護休業」とは、労働者がその要介護状態（負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の傷害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態）にある対象家族を介護するためにする休業（育児・介護休業法第2条第2号）

7 被表彰者の氏名、顔写真、所属会社及び所属会社の所在地を公表（記者発表）することについて被推薦者の同意を得ていることを推薦の条件とします。

（参考）

なお、これまで推薦された中で、以下の理由で表彰対象とならなかった事例がありましたので、推薦に当たっては十分ご留意願います。

- 1 各種資格等を有していない、又は不十分である。
- 2 主任技術者、監理技術者または専任補助者としての施工実績が不十分である。（専任補助者以外の現場代理人としての施工実績は評価の対象にならない。）
- 3 経験年数に建設現場以外の年数が含まれている。
- 4 建設業許可における専任技術者が専任を要する建設現場の配置技術者（監理技術者、主任技術者）として従事していた場合、専任を要する現場の配置技術者が他の現場の配置技術者と兼務した場合など、関係法令に抵触する。
- 5 推薦のあった者が法人の役員である。
- 6 現場経験が15年未満である。